

# 令和元年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議 議事録

日時 令和元年6月21日（金）午前10時～正午

場所 豊田市役所 南52会議室

出席者（委員）※敬称略

杉本みさ紀（愛知県弁護士会）、前田裕之（愛知県司法書士会）、  
近藤孝（愛知県社会福祉士会）、加藤真二（豊田加茂医師会）、  
杉村龍也（JA 愛知厚生連 豊田厚生病院）、阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、  
川合保之（豊田市基幹包括支援センター）

出席者（設置要綱第8条第4項により会長が認めた者）

なし

欠席者（委員）

なし

オブザーバー ※敬称略

笠松麻理子（名古屋家庭裁判所 家事次席書記官）  
岸本浩義（名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官）

事務局

【福祉部】粕谷福祉部長、柴川副部長、梅田社会福祉事務所長  
【福祉総合相談課】中川課長、加藤良担当長、安藤主査、加藤史主事  
【豊田市社会福祉協議会】安藤事務局次長  
【豊田市成年後見センター】永井センター長、山下副センター長

傍聴者

なし

## 次第

- 1 開会・福祉部長挨拶
- 2 設置要綱の改正について
- 3 委員委嘱及び委員・オブザーバー紹介
- 4 会長選出について
- 5 令和元年度の推進協議会の進め方について
- 6 平成30年度第5回会議における議論の整理について
- 7 議 事  
協議事項①：（仮）豊田市成年後見制度利用促進計画・豊田市権利擁護支援活動計画について  
協議事項②：とよた市民後見人の育成について  
報告事項①：豊田市における新診断書と本人情報シートの運用について  
報告事項②：平成30年度豊田市成年後見支援センター実績について

## 議事録（要旨）

### 1 開会・福祉部長挨拶

#### 【福祉部 粕谷部長】

- ・6月18日に認知症施策推進大綱が閣議決定された。「共生と予防」がテーマで、成年後見制度（以下、制度という。）の利用促進も謳われている。2021年までにすべての市町村で中核機関と推進計画を設置することが努力目標。
- ・6月議会における制度に関する一般質問の紹介。（参考資料参照）

### 2 設置要綱の改正について

（事務局より説明）

### 3 委員委嘱及び委員・オブザーバー紹介

### 4 会長選出について

（愛知県弁護士会 杉本委員が会長となる）

### 5 令和元年度の推進協議会の進め方について

（事務局より説明）

### 6 平成30年度第5回会議における議論の整理について

（事務局より説明）

### 7 議事 協議事項①：（仮）豊田市成年後見制度利用促進計画・豊田市権利擁護支援活動計画について

（事務局より説明）

#### 【近藤委員】

- ・周知啓発について、対象として在宅の人を想定しているように思われる。高齢者、障がい者が暮らす施設（特養、老健、有料、GH等）から、制度の相談がセンターにつながる仕組みを整えることも重要ではないか。

- ・施設職員や利用者家族の制度に関する理解と関心を高めるとともに、民間企業も含めた施設同士のネットワークの構築を視野に、相談会や啓発活動ができる環境があるとよい。

**【杉村委員】**

- ・取組体系表⑧－１について、老人保健施設や特別養護老人ホームなどは介護保険法に基づいた施設である。一方、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームは介護保険上の施設ではなく、民間企業が運営しているところも多々ある。
- ・病院において退院支援を行ううえでは、施設への入所契約時の身元保証や死後事務、意思決定支援がネックとなっている。
- ・後見人等は保証人にはならず、基本的に買い物等の事実行為を行わない。このため施設は入所の段階でそういった事実行為も行ってくれる身元保証団体を頼る場合が多い。この問題については、様々な機関が議論を重ねなければ、解決しない。
- ・最近制度の趣旨を理解し、後見人がいれば入所契約ができる施設が増えてきた。こういった情報共有の場として、先ほどの施設間連携につながってくるのではないかと。

**【杉本会長】**

- ・後見人として活動する中でも、制度に関する施設側の理解が重要であることは確かだと実感している。なかには、後見人をつけないでほしい、という施設もあった。

**【事務局（センター）】**

- ・入所契約時に後見人ではなく、遠方の身内をお願いしたいという意見を施設側から言われたことがある。やはりこの時も買い物などの事実行為や、緊急時の対応がネックとなっていた。

**【前田委員】**

- ・身元保証の関係で緊急的に困るのは、入院や死亡時であると思う。例えば入院時に、親族がいないと困ることは何があるのか。

**【杉村委員】**

- ・医療は本人の身体を傷つける行為であり、本人の命を直接左右することになるため、本人が同意できない場合は代理同意人が必要になる。人命救助が優先ではあるが、昨今はどうしても医療訴訟のリスクが伴うため、本人だけでなく、本人の身柄に対して意見を出せる人（親族）に同意してもらいたいという病院側の思いがある。
- ・また、救急搬送で運ばれた際に、本人自身が混乱しており、一晩中見ていないと生命に危険が及ぶ場合がある。病院としては人間的に対応できないため、親族に付き添ってもらい、対応してほしい。施設の場合も同様であると思う。

**【前田委員】**

- ・親族で対応できる場合はいいが、病院側の説明責任という意味であれば、後見人

が説明を聞くことで対応できないか。

【杉村委員】

- ・ホームレスの人などが救急搬送された際に一旦は処置し、のちに本人から同意をもらうという状況もちろんある。問題なのは人手が足りないという物理的な状況。本人が暴れた際に鎮静剤を投与すると命に関わる状況になりうる。また、縛ることも人権侵害になる。介護施設では縛ると減算扱いになる。こういった背景もあり、実際に付き添うことや緊急時の対応をお願いしている。

【杉本会長】

- ・現場での対応をマニュアル化するのに、まず後見人側と施設、病院側との間で認識のズレが起こっていると思われる。それぞれの意見や考え方の整理を行い、実務に沿った仕組みが作れるとよい。

【加藤委員】

- ・医療は多様化しており、本人に対しどの治療法をとるのか、微妙な状況で選択をしなければならない。意思決定支援も絡むと更に多様化する。医者としては、誰かに聞いて選択しなければ、医師の気持ちだけで医療進めることになってしまうため、システム化していくことが重要。
- ・後見人に医療同意ができないことは医師会でも伝えてある。医師会のなかでも後見人とのかわり方を整理しなければならない。医療の現場での意見と後見人としての意見を詰める場が必要。

【杉本会長】

- ・解決できないことはないと思う。それぞれ論点の整理を行い、現場職員に細かく説明しなくても、スムーズに動けるようになる仕組みをつくれるとよい。

【阪田委員】

- ・身元保証については、関係者が集まって事例検討と議論を行うことが重要。法人側が後見人の重要性を意識する必要がある。現場では、命を守るために人権無視に近い措置を取る状況もある。権利擁護に対する理念と意識を浸透させていくことが求められる。

【杉本会長】

- ・死後事務について、死後事務委任契約については、その危うさ、有効さの射程範囲について議論がなされている。
- ・死後事務とは、死亡後に本人のお金や家財などを動かすことであり、生前に死後事務委任契約を結ぶ人がいる。
- ・この問題について、相続人がいない、またはいても紛争がある場合は、相続財産管理人の活用が考えられる。
- ・身元保証団体は監督官庁がない分野であり、どのようにでもやれてしまう。難しい内容の死後事務委任契約を認知症が進んでいる人に結ばせるというリスクや、監督官庁が無いため契約内容がブラックボックスとなることで、本人の財産や遺産を身元保証団体へ寄付するという形にしている場合もある。

#### 【杉村委員】

- ・施設や病院においても、死後事務の問題は大きい。サービス提供を行っても、本人が亡くなると負の遺産が残り、死後事務が出来ないと回収できない。
- ・救急搬送で運ばれた場合、救急病院は患者の取捨選択ができないが、施設は契約のため、契約段階で利用者の取捨選択ができる。施設においては死後事務と身元保証における課題をクリアすることによって、後見人が付いていれば契約します、という流れもなりうるかもしれない。

#### 【杉本会長】

- ・厚労省の通知では、本来病院や施設は保証人がいなくても入所契約できることになっている。
- ・死後事務については、やはり相続財産管理人を立てることも解決の一つの手法である。豊田市は債権管理課中心に組織で頑張っている。ルーチン的に行うことが出来ればよい。

#### 【前田委員】

- ・後見人としての職務は終わっているのに、中途半端な状態で他人の財産を持つことになるので、死後事務はしたくないという人がいる。

#### 【阪田委員】

- ・この議論について別途 WG を作るのか。

#### 【事務局（市）】

- ・現段階では、計画に載せて考えていくこととする。
- ・施設や医療関係者への啓発と、身元保証というワードに含まれる内容について、どのように課題分析と後見人にできること、できないことを整理するか検討するなかで、WGが必要であれば設置する。
- ・消防における仕組みづくりの話。一昨年から施設における救急搬送の円滑化を検討し、運用開始した。背景としては、施設で生活している高齢者を救急搬送すると、施設職員が対応できず、救急隊が病院での付き添い役にされがちということがあった。一方で救急隊としては、施設職員に付き添って欲しいという思いがあった。この問題を解決するため、関係者間で検討を行い、救急隊と施設職員は病院に付き添わず、事前に調整を行い緊急時には家族が直接病院に向かう形とした。お互いの課題やそれに対するアイデアを出しあってできた仕組みである。今年は認知症のグループホームにも同様の取組を行なっている。

#### 【笠松次席書記官】

- ・現場の動き全てを裁判所が認識しているわけではない。本人の権利擁護の重要なツールとしての後見制度であるため、法的な部分のみになっているという点を理解してもらいたい。
- ・後見人が行う死後事務については、多くの課題がある。相続人がいない場合に相続財産管理人を立てるのは比較的簡単だが、相続人と連絡がつかない場合や親族間でもめている場合は、後見人としての死後事務が難航すると聞いている。

【岸本主任書記官】

- ・裁判所ができるのは選任に尽きる。個々のケースに対してどういう人に選任すべきか、が裁判所の課題。死後事務の関係もうまく制度を活用してもらえればよい。

7 議事 協議事項②：とよた市民後見人の育成について

(事務局より説明)

【近藤委員】

- ・社会福祉法人職員の参加はあるか。

【事務局（センター、市）】

- ・社協とは別法人の職員が一人いる。計画内では社会福祉法人職員へのアプローチも考えていきたい。

【加藤委員】

- ・豊田市において、親族後見人はどのくらいいるのか。また、市民後見人の立ち位置は。

【事務局（市）】

- ・豊田市における正確な数値把握はできない。全国的には、約7割が専門職、約3割が親族であり、その他法人や市民が後見人を担っているが、供給体制に限界が来ている部分もある。豊田市としては市民後見人の取組によって、被後見人を地域で支えることで、現在の状況に活路を見出したいと考えている。
- ・親族後見人は制度や法律について、あまり理解のないままスタートしてしまうことになる。とよた市民後見人育成講座の一部を公開講座とし、市民後見人の把握及び支援を行っていきたい。

【加藤委員】

- ・医療の立場で言えば、身元保証、死後事務のことまで含めて考えると親族後見人が一番望ましい。ないがしろにせず、親族後見人の推進をお願いしたい。

【杉本会長】

- ・親族後見人は、身内だからという意識で金銭管理等不適切な事例が起こりやすい。監督人として、後見人支援の一環として、親族後見人に対し大事な視点を伝えることができるとうい。

【前田委員】

- ・親族後見人に対し、後見人支援や相談できる場所情報提供の機会として、広報とよた以外に手段はないか。

【事務局（市）】

- ・広報とよた、ホームページ以外のアプローチがなかなかない。センターを經由していない親族後見人へのアプローチ方法は課題。やれる範囲内でまずは進めていく。

7 議事 報告事項①：豊田市における新診断書と本人情報シートの運用について

(事務局より説明)

【加藤委員】

- ・医師会でも周知を行う。本人情報シートは必ず持ってくると言い切っているのか。

【事務局（市）】

- ・基本的には本人情報シートの提供を行うこととするが、緊急受診である場合など、ケースによっては無い場合もある。

【加藤委員】

- ・医者として、このシートはありがたい。

7 議事 報告事項②：平成30年度豊田市成年後見支援センター実績について  
（事務局より説明）

当日資料

（事務局より説明）

総括

【笠松次席書記官】

- ・現状、親族後見人の割合は平成30年度で3割を切っている。親族後見人が望ましい一方、本人に課題がある場合や親族では対処が難しい状況があり、親族を専任できない事例も一定程度ある。中核機関としての支援体制が構築され、支援を受けながら親族後見人の後見活動が進められるようになれば、親族後見人が増えていくのではないかと考えている。

以上